

知的財産強国建設に強力な司法サービスと保障を提供するための、 新時代の知的財産権裁判業務の強化に関する最高人民法院の意見

「知的財産強国建設綱要（2021～2035年）」および知的財産権保護の強化に関する中国共産党中央委員会の意思決定・配置を深く貫き、実行に移し、新時代の要件に適応し、知的財産権の司法保護を全面的に強化し、知的財産強国の建設に強力な司法サービスと支えを提供するために、本意見を策定する。

一、「国之大者（国にとっての重要事項）」を心に抱き、新時代の知的財産権裁判業務の強化に関する全体的要件を正確に把握する。

1. 新時代の知的財産権裁判業務が一貫して正しい方向に前進することを確保する。習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想を指針とすることを堅持し、習近平の法治思想を継続的に深く学び、徹底し、中国共産党第十九次全国代表大会および第十九期中央委員会第二回、第三回、第四回、第五回全体会議の主旨を全面的に貫き、「四つの意識（政治意識、大局意識、核心意識、一致意識——訳注）」を強化し、「四つの自信（進む道・理論・制度・文化への自信——訳注）」を強固なものとし、「二つの保護（習総書記の党中央における核心的地位と全党における核心的地位の擁護、および党中央の権威と集中統一の指導の擁護——訳注）」を実現し、政治的判断力、政治的理解力、政治的執行力を継続的に高め、知的財産権保護の強化に関する習近平総書記の一連の重要講話の主旨と中国共産党中央委員会の意思決定・配置を完全に貫徹、実行する。中国共産党の指導を揺るぎなく堅持し、人民を中心とすることを堅持し、強い意志を持って中国の特色ある社会主義法治の道を進む。知的財産権保護の強化が財産権保護制度の整備にとって最も重要な内容であり、国の経済競争力の向上にとって最大のインセンティブであることを確実に捉え、「十四五（第14次5か年）」計画と二〇三五年長期目標を十分に踏まえ、体系的観念、法治的思考、基盤強化志向を強化し、機会に対する意識、リスクに対する意識を強化し、知的財産権の司法保護水準を全面的に向上させる。新時代の要件に適応し、新発展段階に立脚し、完全、正確かつ全面的に新発展理念を貫き、新発展体制の構築、質の高い発展の促進と積極的に融合し、知的財産強国の建設に強力な司法サービスと支えを提供する。

2. 新時代の知的財産権裁判業務を適切に実施する責任感と使命感を強化する。イノベーションを、発展をけん引する第一の原動力とすることを堅持し、知的財産権の保護はイノベーションの保護であるという理念を確立し、知的財産権裁判業務の全面的な強化が国家統治体系と統治能力の現代化に関係し、質の高い発展の促進と質の高い生活の創造に関係し、国内・国際の2つの大局に関係していることを深く認識する。初心の使命を積極的に実践し、司法サービスの「国之大者」との繋がり、切り口を正確に捉え、責任を持って行動し、改革・イノベーションを進め、公正かつ効率的で、管轄が科学的で、権限の境界線が

明確で、体系が完全な知的財産権司法保護体制を整備し、新時代の知的財産権裁判業務の新たな局面を切り開く。

3. 新時代の人民法院が知的財産強国の建設に奉仕する時の業務原則を正確に把握する。「人民大衆が各司法案件において公平・正義を感じることができるよう努力する」という目標に忠実に、人民を中心とすることを堅持し、知的財産権裁判の職能・役割を十分に発揮させ、懲罰的損害賠償制度を実行し、権利侵害行為に対する懲罰を強化し、社会の公平・正義と権利者の合法的な権益を確実に保護する。厳格な保護を堅持し、中国と外国の当事者および各種市場主体の合法的な権益を法に基づき平等に保護し、公平な競争が行われる市場の秩序を維持し、国内大循環を主体とし、国内・国際の2つの循環が相互に促進する新たな発展の局面に奉仕する。公正かつ合理的な保護を堅持し、権利の過度な拡張を防止し、公共の利益とイノベーションのインセンティブを共に実現することを確保する。改革の深化を堅持し、情報化技術の運用を強化し、知的財産権裁判体系と審判能力の現代化の推進を加速する。協調・協力を堅持し、国際協力を強化し、世界の知的財産権のガバナンスのために中国の司法に関する智慧を提供する。

二. 各種案件を法に基づき公正かつ効率的に審理し、知的財産権裁判の職能・役割を十分に発揮させる。

4. 科学技術イノベーション成果の保護を強化し、イノベーション主導型の発展に奉仕する。知的財産権裁判の科学技術イノベーションに対するインセンティブと支援的役割を十分に発揮させ、知的財産権の保護範囲、強度とその技術的寄与度が互いに適応する状況を実現する。科学技術イノベーション成果の保護における司法裁判の規則主導と価値志向の機能を十分に発揮させ、科学技術イノベーションの司法保護に関する新規則を総括して改善し、技術と産業の継続的なイノベーション・高度化を促進する。保護の強化を指針とし、専利の権利付与・権利確定という行政行為の適法性に対する厳格な審査を強化し、行政基準と司法基準の統一を推し進め、専利の権利付与・権利確定の質の向上を促進する。専利紛争の実質的解決を目標とし、専利民事行政案件の審理業務における選別・統括、手続きの連携、審理の仕組みを構築し、裁判基準等に関する協調的推進の仕組みを構築し、訴訟の繰返しや手続きの形骸化を防止し、裁判効率を効果的に高める。

5. 著作権と関連の権利の保護を強化し、社会主義文化強国の建設に奉仕する。優れた文化をけん引し、誘導する著作権裁判の役割を十分に発揮させ、文化と科学事業の発展と繁栄を促進する。「紅色経典（毛沢東時代の世相が色濃く反映された文学・芸術作品——訳注）」と英雄烈士の合法的な権益の保護を法に基づき強化し、法治手段により紅色文化の遺伝子を伝承し、社会主義核心的価値観を大いに発揚する。文化的創作者の権益の保護を強化し、作品の認定基準を正確に把握する。作品の伝播者の合法的な権益を法に基づき保護し、オムニメディアの伝播体制の変化に適応し、インターネット分野における文化的創作および伝播の著作権保護に関する新たな問題を法に基づき適切に処理する。著作権の集団管理組織に係る案件を法に基づき審理し、著作権集団管理制度の維持と権利者の私的自

治の尊重の関係を適切に処理し、作品の伝播・利用を促進する。遺伝資源、伝統的文化、伝統的知識、民間の文化芸術等の知的財産権保護を強化し、無形文化遺産の整理と利用を促進する。

6. 商業標識の保護を強化し、ブランド強国の建設に奉仕する。商標の権利付与・権利確定行政案件の審理の質を向上させ、使用を目的としない商標の悪意のある登録行為を断固として取締り、商標権の権利の境界線と保護範囲を科学的かつ合理的に確定し、商標登録出願の秩序の正常化と規範化を促進する。商標の使用が商標権の保護範囲の確定に及ぼす効果を強化し、権利者が商標を継続的に実際に使用するよう積極的に指導し、商標の識別機能を発揮させ、消費者の合法的な権益を保護する。商標民事紛争案件の司法解釈を制定し、馳名商標、伝統的なブランドおよび老舗ブランドの司法保護を強化し、商標ブランドの構築を法に基づき支持する。地理的表示の司法保護規則を整備し、地理的表示の権利侵害行為を抑制し、地理的表示と特色ある産業の発展、生態文明の建設、歴史・文化の伝承および農村振興の有機的融合を推し進める。

7. 新興分野の知的財産権保護を強化し、新分野、新業態の規範的かつ健全な発展に奉仕する。個人情報保護法、データセキュリティ法を正確に適用し、インターネット分野およびビッグデータ、人工知能、遺伝子技術等の新分野、新業態の知的財産権の司法保護を強化し、アルゴリズム、ビジネスモデルおよび人工知能による成果の知的財産権の司法保護規則を整備し、新経済、新業態の主体の法的責任を合理的に確定し、新技術、新産業、新業態、新モデルの知的財産権保護に関する司法の需要に積極的に応える。データのクラウドストレージ、データのオープンソース、データの権利確定、データ取引、データサービス、データ市場の不正競争等に係る案件の審理と研究を強化し、データの安全を確実に維持し、デジタル中国の建設を法治面から支える。

8. 農業の科学技術成果の保護を強化し、農村振興の全面的推進に奉仕する。重大な農業の科学技術成果の保護を強化し、農業バイオ技術、先進的な製造技術、精密農業技術等の分野における重大なイノベーション成果の創造を促進する。国の遺伝資源を法に基づき厳格に保護し、模倣・粗悪品種の製造・販売、育成者権の侵害、種子の偽造等の行為を厳格に取り締り、植物新品種の刑事司法保護を強化し、種苗業の知的財産権の司法保護水準の向上を図り、国の種苗業と食糧の安全を効果的に保障する。地方の特色ある農業の知的財産権の司法保護の仕組みのイノベーションと強化を進め、種苗業の知的財産権の保護に関する協力の仕組みを整備し、保護に関する総合力を形成する。

9. 中国伝統医学（TCM）に関する知的財産権保護を強化し、中国伝統医学の伝承・イノベーションによる発展に奉仕する。中国伝統医学分野にかかわる知的財産紛争案件を法に基づき適切に審理し、中国伝統医学分野の専利審査規則の整備を推進し、中国伝統医学分野の専利の質の向上を促進する。中国伝統医学における古代の処方、漢方薬に関する営業秘密、道地生薬表識、伝統医学類無形文化遺産の司法保護を強化し、中国伝統医学に関する

知的財産権の司法保護にかかわる国際・国内の規則と基準の整備を推進し、中国伝統医学の従来の知識の保護と現代の知的財産権制度の効果的な連携を促進する。

10. 司法における独占防止と不正競争防止を強化し、公平な競争が行われる市場の法治環境を保護する。「独占防止を強化し、公平競争政策の実施をより一層推進することに関する意見」を厳格に実行し、規範化と発展を共に重視することを堅持し、独占防止と不正競争防止に係る案件を法に基づき適切に審理する。独占防止民事紛争に関する司法解釈と不正競争防止に関する司法解釈を公布し、典型事例を発表し、「交通信号機」の役割を発揮させ、司法規則を明確にし、市場主体の行為を規律する。プラットフォーム企業の独占に対する司法の規制を強化し、プラットフォームによる強制的な「二者択一」、「大数据殺熟（インターネット上でビッグデータを用いて常連ユーザーに対して同じ商品・サービスの価格が不当に高く表示されるよう操作すること——訳注）」等の公平な競争を破壊し、市場の秩序をかく乱する行為を法に基づき厳格に処罰し、消費者の合法的な権益と公共の利益を確実に保護し、市場の公平な競争を維持、促進する。プラットフォーム経済、科学技術イノベーション、情報セキュリティ、人々の生活の保障等の重点分野の案件の審理と宣伝を強化し、司法裁判を通じて公平な競争に対する意識を強化し、社会全体が公平な競争を尊重し、保護し、促進する市場環境を醸成するよう導く。

11. 営業秘密の保護を強化し、企業のイノベーションによる発展を後方から支援する。国の安全と利益にかかわるノウハウの司法保護を法に基づき強化し、国の科学技術にかかわる機密を窃取、漏えいする行為を厳格に処罰する。営業秘密侵害民事紛争と刑事犯罪の境界線を正確に把握し、営業秘密侵害犯罪行為の認定基準を整備する。訴訟における営業秘密の保護を強化し、訴訟における「機密情報の二次漏えい」を確実に防止し、権利者の法に基づく権益保護を保障する。営業秘密の保護と自由な職業選択、競争制限および人材の合理的な流動の関係を適切に処理し、営業秘密を法に基づき保護するとともに、労働者の正当な雇用・起業の合法的な権益を保護し、企業のイノベーションによる発展を支援し、人材の合理的な流動を促進する。

12. 科学技術イノベーションの主体の合法的な権益の保護を強化し、イノベーション・創造の活力を喚起する。科学技術進歩法、科学技術成果実用化促進法を真摯に実行し、科学技術成果に関する各種権益の司法保護を強化する。科学技術成果の所有権の認定、権利の譲渡、価値の確定および利益の分配に起因する紛争を法に基づき適切に処理し、職務発明と非職務発明の法的な境界線を正確に確定し、科学技術成果の実用化により得た収益を職務科学技術成果の完成者と科学技術成果の実用化のために重要な貢献を果たした者に対する奨励と報酬とすることを法に基づき支持し、職務発明者が奨励と報酬を得る合法的な権益を十分に保障する。科学技術成果の使用権、処分権、収益権改革の深化を法に基づき積極的に支持する。知的財産権を用いた資金調達モデルのイノベーションを規律、促進し、知的財産権金融の積極的かつ着実な発展を支援する。国家実験室、国家科学研究組織、高水準研究大学、科学技術リーダー企業等の国の戦略的な科学技術機関の名称権、名誉権、

栄誉権等の権利を法に基づき保護し、科学研究者の経費の使用に関する自主権と技術路線の決定権を法に基づき保護し、罪刑の認定基準を厳格に把握し、犯罪と非犯罪を厳格に区分し、一般的な法律違反または規律違反を犯罪として処理することを防止し、科学技術イノベーションと研究開発活動を支持する。

三. 知的財産権の司法保護の全体的な効力を向上させ、イノベーション・創造に資する法治環境の醸成に注力する。

13. 知的財産権の侵害行為に対する懲罰を強化し、権利侵害行為を効果的に阻止する。行為保全、証拠保全、訴訟妨害行為に対する制裁等の措置を法に基づき適切に運用し、知的財産権侵害の根本的な対策、根本原因に対する取締りを強化し、権利侵害行為を迅速かつ効果的に阻止し、権益保護コストを確実に低下させ、違法な権利侵害に伴う代償を増大させ、権利侵害する勇気がない、権利侵害したくないという法治の気運の形成を促進する。懲罰的賠償の構成要件を正確に把握し、知的財産権侵害に対する損害賠償を強化し、証拠規則、経済分析方法等の手段を合理的に運用し、知的財産権の価値を具現化する権利侵害損害賠償制度を整備する。知的財産権に関する刑事司法解釈を公布し、刑事案件の取締りを強化し、知的財産権侵害にかかわる犯罪を法に基づき懲罰する。知的財産権にかかわる虚偽訴訟、悪意のある訴訟等の行為に対する規制を強化し、知的財産権の濫用を防止する制度を整備し、「専利の罨」、「パテントトロール」等のイノベーションを阻害する不法行為を規制し、知的財産権侵害訴訟において被告が原告による権利濫用を理由として合理的支出の賠償を請求することを法に基づき支持し、知的財産権訴訟信用体系の構築を推進する。

14. 知的財産権に関する多元的な紛争解決の仕組みを整備し、知的財産権に関する紛争解決方式の刷新を図る。裁判外紛争解決の仕組みを確実に最優先とし、新時代の「楓橋経験（1960年代に浙江省諸暨市の楓橋鎮において実行された地域の問題を地域の大衆を動員して解決する治安モデル——訳注）」を堅持し、発展させ、知的財産紛争の多元的な解決ルートを拡大し、知的財産紛争の総合的な対策、根本的な対策を効果的に推し進める。人民法院調停プラットフォームを拠点に、知的財産紛争のオンラインによる訴訟・調停の連携の仕組みを強力に推進する。知的財産紛争調停合意司法確認の仕組みを構築、整備し、当事者の申立てによる知的財産紛争行政調停合意司法確認制度を模索し、各地域の実情に即して知的財産紛争解決方式のイノベーションを実現し、人民大衆の多元的、効率的かつ簡便な紛争解決の需要を満たす。

15. 行政保護と司法保護の連携の仕組みを整備し、大規模な保護業務体制の構築を推し進める。知的財産権保護体系構築事業に積極的に関与し、知的財産権の行政保護と司法保護の連携の仕組みを整備し、行政機能部門との協調・協力を強化する。司法審査の監督の機能を十分に発揮させ、知的財産権の行政法執行基準と司法裁判基準の統一を促進する。国家市場監督管理総局、国家版權局、国家知識産権局等の部門との情報資源共有の仕組みの構築を推進し、最高人民法院と中央関係部門のデータの専用線による接続業務を推進し、

知的財産権保護のオンライン・オフラインの融合的発展をさらに推進し、知的財産権保護の総合力の形成を促進する。西部大開発、東北の全面的な振興、中部地域の勃興、東部の率先的な発展を継続的に推進し、京津冀（北京市・天津市・河北省）の協調的発展、長江経済ベルトの発展、粵港澳大湾区（広東・香港・マカオグレーターベイエリア）の建設、長江デルタの一体的発展、黄河流域の生態系保護と質の高い発展、成渝地域（成都市・重慶市）経済圏の建設等の国の地域発展戦略をより一層推進するために司法サービスと保障を提供し、国の重大発展戦略への奉仕の水準を向上させる。

16. 涉外知的財産権裁判を強化し、知的財産権の司法保護の国際的な影響力を高める。涉外知的財産権案件を法に基づき公正に審理し、中国と外国の権利者の合法的な権益を平等に保護し、知的財産権にかかわる国際訴訟の優越的地位を確立し、開放的で、公平・公正な、差別のない科学技術の発展環境と市場化、法治化、国際化を実現したビジネス環境を積極的に醸成する。国際貿易と関係がある重大知的財産紛争を適切に処理し、国際的な並行訴訟を法に基づき適切に処理し、国内・国際の2つの循環の新たな発展の局面に積極的に奉仕し、案件の裁判が関連の国際条約や国際的な慣行に適合することを確保し、国際貿易協力を促進する。国際的な司法交流・協力を深め、司法裁判を通じて関連の国際ルールや規格の整備を推進し、知的財産権の司法分野のグローバルガバナンスに積極的に関与し、世界の知的財産権ガバナンス体制のより公正かつ合理的な方向への発展を促進する。

17. 法治に関する宣伝教育を強化し、知的財産権の質の高い発展を促進する人的・文化的環境を醸成する。最高人民法院の指導的事例、公報事例、典型事例等を一体化した知的財産権事例指導体系を構築、整備し、司法裁判の指導・模範的役割を十分に発揮させる。知的財産権啓発ウィーク活動を積極的に実施し、中国法院の知的財産権の司法保護状況、知的財産権案件年度報告、中国法院10大知的財産権案件および典型事例50件等の知的財産権保護における法治の宣伝のためのブランドを継続的に構築し、社会各界の知的財産権の司法保護に対する理解、承認、尊重および信頼を増進し、イノベーションを尊重し、イノベーションを保護する望ましい雰囲気をも深く定着させる。

四. 知的財産権裁判分野の改革・イノベーションを深化し、知的財産権裁判体系と審判能力の現代化を推進する。

18. 高水準の知的財産権裁判組織を強化し、知的財産権に関する専門的な裁判体系を整備する。完全な国レベルの知的財産権案件の上訴・審理の仕組み整備を推し進め、知識産権法院、知的財産権法廷の構築を強化し、司法責任制総合関連改革を深化し、知的財産権の管轄制度の最適化を推し進める。知的財産権にかかわる民事、刑事、行政案件の「三合一」裁判の仕組み改革をより一層推進し、案件審理の専門化、管轄の集中化および手続きの集約化を実現した審判体系を構築する。知的財産権裁判に関する規則に適合する訴訟規範の制定を検討し、知的財産権案件の特徴に適合する訴訟証拠制度を整備する。四級法院の審級・機能・位置付けに関する改革を推進し、知的財産権案件の繁簡分流（案件の事実、証拠、難易度、複雑度、情状の軽重等に基づいて、案件を通常手続、簡易手続に明確に区別

し、処理を行うこと——訳注) 改革を深化し、知的財産権にかかわる民事、行政案件の協調的推進の仕組みを最適化する。知的財産権事例、裁判文書および裁判規則データベースの高度な応用を推進し、知的財産権司法裁判基準裁判と法律の適用を統一し、裁判規則を整備する。

19. 知的財産権裁判人材の育成を強化し、司法サービスの保障能力を向上させる。党の建設により人材を育成して裁判を促進することを堅持し、政治建設（与党としての地位を強固なものにするための政治分野の施策——訳注）を強化し、政治的忠誠を強固なものとし、知的財産権裁判人材の大局に奉仕する意識と能力を強化し、強固な政治的基盤を有し、大局に配慮し、法律に精通し、技術を熟知し、国際的視野を備えた知的財産権裁判人材の育成に努める。知的財産権裁判人材の専門人員の育成と専門人員の選抜を強化し、知的財産権裁判人材の育成、選抜および交流の仕組みを整備し、資質の高い専門的な裁判人材の育成を強化し、知的財産権専門裁判人材階級制度を整備する。知的財産権分野の裁判権の運用と監督・制約の仕組みを整備し、忠誠心があり、清廉潔白で、責任感が強い人材を確保する。技術調査人材データベースの構築を強化し、多元的な技術による事実究明の仕組みを整備し、知的財産権司法保護専門家シンクタンクの役割を十分に発揮させる。科学技術協会やその他の科学技術社団との協調・協力を強化し、科学技術イノベーションの主体に法律サービスを提供する能力水準を向上させる。

20. スマート法院の建設を強化し、知的財産権裁判の情報化レベルの向上を図る。情報技術と法治の構築の融合・促進を着実に推進し、インターネット、人工知能、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、ブロックチェーン、5G等の現代科学技術の司法分野における高度な応用を積極的に推進し、スマート裁判、スマート執行、スマートサービス、スマート管理を全面的に強化し、情報化と知的財産権裁判の高度な融合を実現する。情報化時代の発展に適応し、より成熟し、定型化されたオンライン訴訟の新モデルとオンライン調停ルールを模索し、地域を越えた知的財産権遠隔訴訟プラットフォームの構築を積極的に推進し、司法ビッグデータの十分な集約、高度な分析および効果的な利用を強化する。

最高人民法院
2021年9月24日

出典：最高人民法院ウェブサイト 2021年10月29日
<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-329181.html>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。